

## 第2回ステークホルダー・ミーティング（意見交換会）配布資料へのご質問等に対する都側の考え方について

## 1. 「地球温暖化対策計画書制度」の強化について

## 事業者団体等

ご意見・ご質問等	現時点における都側の考え方																													
<p>東京商工会議所</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>(1) 東京都の温室効果ガスの2割を排出する事業所にのみ削減を義務付けることは非合理的な対策である。</p> <p>東京都は、気候変動対策方針の中で、東京都の温室効果ガスの排出量を2020年までに2000年比で25%削減するという目標を掲げている。しかしながら、その目標値の根拠や部門別によるどのような対策によりどれだけ削減するのかということは、示されていない。</p> <p>現行の「地球温暖化対策計画書制度」の対象事業者のみ、削減量の義務化という強度な規制措置で「より大きな削減」を求めたとしても、景気の拡大や気候条件の影響などによる、規制がない他の主体からの排出量の増加が、対象事業者が多大な費用負担で減量した排出量を超えることも十分に考えられる。限られた事業者にだけキャップをかけても、総量の削減は保証されるものではなく、また、「東京都」の排出総量にキャップがないにもかかわらず、都内の一部の事業所にだけキャップをかけるのは不合理である。</p> <p>(2) 東京都が主導して、多くの排出主体による温暖化対策を図るべきである。</p> <p>現行制度の対象の中には、都外に事業所・工場を所有している企業もある。国の目標を達成するために先行して排出量削減の対策を講じなければならない事業所が、必ずしも東京都内にあるとは限らないことから、東京都の新しい制度により、企業の温暖化対策のための資金が効率的に投資されず、結果として国全体の排出量削減に遅れが生じることも考えられる。</p> <p>また、温室効果ガスの排出量が日本の約5%である東京都だけが強度な規制で排出削減をしても、他の地域の排出量が増加すれば、東京都の削減効果が打ち消されることも考えられる。温室効果ガスの排出削減に向けては、全ての排出主体が、できる限り早く、実効性のある取組みに着手しなければならない。</p> <p>東京都に求められるリーダーシップは、他に先駆けて強度の規制措置を導入することではなく、他の自治体との連携を率先し、多くの排出主体を取り込んだ温暖化対策を展開することにある。</p>	<p>○ 気候変動対策に単一の特効薬はありません。CO<sub>2</sub>は、都市活動と都市生活のあらゆる局面で行われるエネルギー消費に伴って発生するものであり、企業の活動のみならず都民一人ひとりの生活様式も気候変動に大きく寄与しています。したがって、CO<sub>2</sub>の大幅な削減を実現するためには、都民、企業、官公庁など、都内のあらゆる主体が、役割と責任に応じて、CO<sub>2</sub>の削減に取り組むことが必要です。</p> <p>○ 「地球温暖化対策計画書」制度の対象事業所の平均温暖化ガス排出量（年間）は約1万トンであり、都内の一般家庭約3300世帯の規模に相当します。こうした温暖化ガス排出量の大きい事業所には、より積極的な削減に率先して取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○ 都は、大規模事業所への削減義務と排出量取引だけで、東京のCO<sub>2</sub>削減対策が完結するなどとは、全く考えていません。他の分野でも対策の強化が必要なことは当然です。</p> <p>○ 中小事業所対策としては、既に「環境CBO」の発行という新たな施策を開始しましたが、これ以外にもこれまで行ってきた省エネ相談、業種別削減対策の強化などきめ細かい施策を展開するとともに、新たな枠組みの構築も進めていきます。大規模事業所との排出量取引が、中小事業所対策の唯一の柱でないことは言うまでもありません。</p> <p>○ また家庭部門等についても、既に開始している「白熱球一掃作戦の展開」のほか、「東京都気候変動対策方針」で示した内容を、順次、具体化し、年内に策定される「10年後の東京実行プログラム」及び年度内に改定される「東京都環境基本計画」で明らかにしていく予定です。</p> <p>○ なお、オフィスなど業務部門の対策は、国においても重要課題となっています。省エネ法対象事業所のうち、「業務部門」では、貸事務所業をはじめ東京への集中が進んでいる業種が少なからずあります。東京における対策は、日本全体での取り組みを推進するうえでも重要と考えています。</p> <p>○ 都において実効性ある対策を率先して実行してこそ、他の自治体に対してもリーダーシップを発揮できるものと考えます。</p> <table border="1" data-bbox="1774 1276 2558 1621"> <thead> <tr> <th>事業所数順位</th> <th>全国1位</th> <th>2位</th> <th>3位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務部門計 (製造業等の産業部門以外の合計)</td> <td>東京都(22%)</td> <td>大阪府(9%)</td> <td>神奈川県(7%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主な業種</td> <td>貸事務所業</td> <td>東京都(42%)</td> <td>大阪府(15%)</td> <td>神奈川県(8%)</td> </tr> <tr> <td>百貨店、総合スーパー</td> <td>東京都(10%)</td> <td>神奈川県(8%)</td> <td>愛知県(7%)</td> </tr> <tr> <td>旅館、ホテル</td> <td>東京都(15%)</td> <td>大阪府(7%)</td> <td>北海道(7%)</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>東京都(24%)</td> <td>神奈川県(11%)</td> <td>大阪府(6%)</td> </tr> <tr> <td>一般病院</td> <td>東京都(10%)</td> <td>大阪府(9%)</td> <td>愛知県(7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) エネルギー管理指定工場名簿（経済産業省平成19年3月31日作成）より東京都環境局作成</p>	事業所数順位	全国1位	2位	3位	業務部門計 (製造業等の産業部門以外の合計)	東京都(22%)	大阪府(9%)	神奈川県(7%)	主な業種	貸事務所業	東京都(42%)	大阪府(15%)	神奈川県(8%)	百貨店、総合スーパー	東京都(10%)	神奈川県(8%)	愛知県(7%)	旅館、ホテル	東京都(15%)	大阪府(7%)	北海道(7%)	大学	東京都(24%)	神奈川県(11%)	大阪府(6%)	一般病院	東京都(10%)	大阪府(9%)	愛知県(7%)
事業所数順位	全国1位	2位	3位																											
業務部門計 (製造業等の産業部門以外の合計)	東京都(22%)	大阪府(9%)	神奈川県(7%)																											
主な業種	貸事務所業	東京都(42%)	大阪府(15%)	神奈川県(8%)																										
	百貨店、総合スーパー	東京都(10%)	神奈川県(8%)	愛知県(7%)																										
	旅館、ホテル	東京都(15%)	大阪府(7%)	北海道(7%)																										
	大学	東京都(24%)	神奈川県(11%)	大阪府(6%)																										
	一般病院	東京都(10%)	大阪府(9%)	愛知県(7%)																										
<p><b>【質問】</b></p> <p>・ 資料「現行制度の成果と限界」に、(参考)として2005年度計画書提出事業者の1年度目の実績が記載されているが、東京都のHPで公開されているデータによると、業務部門は▲1.1%となるのではないか。</p>	<p>○ ご指摘の都のホームページで公表しているデータに関しては、基準排出量は2005年度計画書提出事業所1050件の集計値、2005年度排出量は排出状況報告書提出件数1032件の集計値であり、基準排出量の対象と2005年度排出量の対象事業所の数が一致していません（これは、未だ2005年度の排出状況報告書をご提出いただけていない事業所があるためです）。</p> <p>○ 一方、資料1「現行制度の成果と限界」の値は、対象事業所数を一致させて集計しており、ホームページで公表している数値とは異なっています。現行制度の実績としては、資料1「現行制度の成果と限界」の数値をご参照ください。ホームページで公表しているデータが誤解を生じやすいものになっていることをお詫びいたします。今後、このような誤解が生じないよう、ホームページについては、追って修正させていただきます。</p>																													

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の計画書制度の対策による削減（5ヵ年で平均約6%の削減）だけでなく、「より大きな削減効果」が必要であるとする根拠は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IPCC第4次報告は、いま現実に地球の気候システムに温暖化が起こっていること等を明らかにしました。また、今後10年間の取組が地球の未来を決めてしまう状況にもあります。このため、直ちに温暖化ガスの大幅な削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「限界」として、現行制度のままでは、「計画化した対策を実施しても、事業活動の拡大により、総量削減は達成できない可能性」と記載されているが、本制度の対象事業者への排出量の削減義務化をすると、東京都の総量削減は達成されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「東京都気候変動対策方針」においても明確に述べているとおり、気候変動対策には単一の特効薬はありません。都は、大規模事業所への削減義務と排出量取引だけで、東京のCO<sub>2</sub>削減対策が完結するなどとは、全く考えていません。他の分野でも対策の強化が必要なことは当然です。</li> <li>○ 中小事業所対策としては、既に「環境CBO」の発行という新たな施策を開始しましたが、これ以外にもこれまで行ってきた省エネ相談、業種別削減対策の強化などきめ細かい施策を展開するとともに、新たな枠組みの構築も進めていきます。大規模事業所との排出量取引が、中小事業所対策の唯一の柱でないことは言うまでもありません。</li> <li>○ また家庭部門等についても、既に開始している「白熱球一掃作戦の展開」のほか、「東京都気候変動対策方針」で示した内容を、順次、具体化し、年内に策定される「10年後の東京実行プログラム」及び年度内に改定される「東京都環境基本計画」で明らかにしていく予定です。東京のCO<sub>2</sub>排出量を速やかに減少に転じさせるため、大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割と責任に応じてCO<sub>2</sub>を削減する仕組みづくりを進めていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都の排出削減目標を2020年に2000年比で25%削減するとした根拠は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀の半ばまでにCO<sub>2</sub>の排出量を劇的に減少させる必要があります。こうした観点を踏まえ、石原都知事は、昨年9月、都議会での所信表明において、世界に先んじて「CO<sub>2</sub>半減都市モデル」の実現を目指していくことを明らかにしました。</li> <li>更に、昨年末に策定した東京都の都市戦略「10年後の東京」においては、「世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する」という方針を定め、中期的な削減目標として、「2020年までに2000年比で25%のCO<sub>2</sub>を削減する」という具体的な目標を設定したものです。</li> <li>○ なお、その後、本年6月に開かれた、ハイリゲナムサミットにおいて、我が国政府としても、21世紀の半ばまでにCO<sub>2</sub>の排出量を半減させる必要がある、という提案を行っています。東京都の削減目標は、長期展望としては同様の認識に立ちつつ、国に先んじて、より具体的な中期的削減目標を提起したものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の排出削減量の目標値、達成時期とはどのように整合性を図るのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、中央環境審議会や産業構造審議会、社会資本整備審議会等において、京都議定書上の削減約束の確実な達成にむけた議論（京都議定書目標達成計画の評価・見直し）が進められています。都としては、2008年から2012年の京都議定書第一約束期間にとどまらず、2020年を視野に入れた検討を行っていますが、都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部門の排出量の目標および対策はどのようになっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都環境審議会が本年5月に公表した「東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）」においては、「分野別の削減目標については、最終まとめまでに提示するよう、今後詳細な検討を行う」とされており、都においては、この方針にそって検討をすすめていきます。また、各分野における個別の対策については、この「中間のまとめ」及び6月に公表した「東京都気候変動対策方針」で示した内容を、順次、具体化し、年内を目途に策定される「10年後の東京実行プログラム」および同じく年度内に改定される「東京都環境基本計画」で明らかにしていく予定です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象制度の事業者に求められる削減量はいくらののか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象事業所の削減義務水準の設定にあたっては、削減対策の実施による削減余地などを踏まえて検討していきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都の排出量全体のうち、対象事業所の占める割合は20%にすぎない。計画書制度をやめて削減義務化することで、総量削減にどの程度効果があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象事業所の排出量は、都全体の温暖化ガス排出量の約2割ですが、都内産業・業務部門の約4割を占めています。この施策が主要な対象とする業務部門は、東京の中でCO<sub>2</sub>の排出増加率が最も大きい分野であり、対策の強化が特に必要な分野であることも事実です。</li> <li>○ 対象事業所の削減義務水準の設定にあたっては、削減対策の実施による削減余地などを踏まえて検討していきたいと考えています。</li> <li>○ 今回、都が提案している新たな制度は、現行制度の利点と経験等を活かして、更に強化を図るものであり、計画書制度をやめる、ということではありません。</li> <li>○ 「東京都気候変動対策方針」においても明確に述べているとおり、気候変動対策には単一の特効薬はありません。大規模事業所対策とあわせ、中小事業所、家庭、自動車対策の強化等も進めていきます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>新制度の制度設計の基本的な考え方「1 総量削減を確実に達成するしくみ」について、「テナント事業者等が一丸となって削減に取り組む基盤」とはどのようなものか。「制度の実効性を確保する措置」とは具体的にどのようなものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度においても規定していますが、テナント事業者のビルオーナーの温暖化ガス削減対策に協力する義務などを想定しています。</li> <li>○ 「実効性の確保措置」については、現行制度の規定や他の法律、東京都環境審議会の意見などをふまえ、検討していきたいと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3 実質的な排出量削減を可能とする排出量取引のしくみ」について、グリーン電力証書の購入による削減量はどのように計算されるのか、また、それが東京都の排出量を削減したことになるのか。排出量取引は、相対で行なわれるのか、取引所を通じて行なわれるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の再生可能エネルギーの施策のあり方のひとつとして、「需要の創出」という観点から、「エネルギーの大消費地として、都内のみならず、都外の再生可能エネルギーも積極的に利用し、日本の再生可能エネルギー市場の拡大にむけて、推進役を担う」ことをめざしています。</li> <li>○ グリーン電力の購入量に電力のCO<sub>2</sub>排出係数を乗じて削減量を計算することを想定しています。</li> <li>○ 取引の形態は相対だけではなく様々な方法が想定されると考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつの温室効果ガス排出量を基準にして対象事業者が決められるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな制度の開始年度として、2010（平成22）年度を予定しています。</li> <li>○ 現行制度では、「燃料及びこれを熱源とする熱並びに電気の前年度の使用量を原油換算したものが1500キロリットル以上である事業所」を対象事業所としています。都が提案している新たな制度においても、これに準じて検討していきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業所には、国や東京都、区の施設も含まれているが、自らの対策では削減量が不足する場合は、排出量取引に参加するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな制度では、対象事業所は公共施設・民間施設を問わず、事業所自らの削減（省エネ対策等）を基本とし、それを補完するものとして排出量取引を利用することができる仕組みを検討していきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新制度の計画期間中に新築された建物や増改築されたり、取り壊されたりした場合の削減義務量はどのように扱われるのか。</li> <li>上記による期中の排出量の増減は、対象事業者の削減義務量に影響を与えるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度では、建物の竣工・解体・増改築等による床面積の大幅な増減や生産ラインの増設・廃止などにより、事業規模の大幅な変更があった事業所は、基準排出量の変更や計画書の見直しを行うことを認めています。こうした観点等も踏まえ、新制度における対応について検討していきたいと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減義務水準は、具体的にどのように決められるのか。個々の事業者の削減義務量はどのように決められるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象事業所の削減義務水準の設定にあたっては、削減対策の実施による削減余地などを踏まえて検討していきたいと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都外での削減対策により得られる削減量」を取引の対象にすることについても検討されるようだが、都内の削減量だけで排出量取引は成り立つのか。</li> <li>上記により、都外の排出量が削減義務量に充当できる場合、東京都の排出総量の削減にはならないが、それにより対象事業者の削減義務量は追加されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減義務の履行にあたっては、都内での削減をすすめていくため、事業所自らの削減（省エネ対策等）を基本とし、それを補完するものとして多様な取引対象が選択可能なしくみとしたいと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国においても、国内版の排出量取引制度が検討されているが、都外の削減量も取引の対象とするならば、そのような制度とはどのように連携するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済産業省及び環境省における検討状況等を踏まえ、都の新たな制度との連携等も検討していきたいと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>都外の削減量も取引に利用できる場合、事業者の自主的な選択で、削減義務量を全て都外の排出削減量でまかなうことができるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減義務の履行にあたっては、都内での削減をすすめていくため、事業所自らの削減（省エネ対策等）を基本とし、それを補完するものとして多様な取引対象が選択可能なしくみとしたいと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減量の認証は第三者機関が行なうことを想定しているが、その費用はどのくらいなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確定された削減量としての信頼性を確保するため、削減量の認証・検証（モニタリング）が必要と考えます。このモニタリング経費については、現在、環境省や経済産業省で進められている同様の議論や専門家等の意見を踏まえながら、都として過大なコスト負担を伴うものとならないよう検討していきたいと考えています。</li> </ul>
<p>（社）東京ビルディング協会</p>	<p>（意見）大規模事業所についての所有者に対する総量削減の義務化と排出量取引制度の導入については、次の理由から反対であり、指導・助言をベースとする現行制度の運用をより良いものとする方向での再検討をお願いします。なお、基本的には、事業所単位ではなく、事業者単位で規制誘導のあり方を検討すべきと考えます。</p> <p>（理由）</p> <p>（1）条例において義務化するとすれば、現行の指導・助言・評価・公表とは異なり、義務の不履行に対する罰則などの担保措置が導入されることと思われませんが、そうであれば、CO<sub>2</sub>の排出について、原因者を特定し、原因者に対し必要な措置を履行させることが前提でなければ法的妥当性を著しく欠くこととなります。</p> <p>テナントビルは、事業活動等の器に過ぎず、CO<sub>2</sub>排出の原因は、その中で展開される事業活動や人の活動そのものであります。共用部分以外の部分についてビル所有者にCO<sub>2</sub>排出の責任を負わせることは、合理性を欠くと言わざるをえません。</p> <p>（賃貸工場においてNOXなどの大気汚染物質の排出があった場合、その排出責任を製造事業者ではなく、建物所有者に負わせるようなものです。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は新たな制度においても事業者の削減対策を支援するため指導・助言等は引き続き行っていますが、現行制度より大きな削減効果をあげていくためには、自主的取組のみを前提とした現行制度の枠組みでは限界があると考えています。</li> <li>○ 事業者（企業）単位での施策も必要であると考えますが、大規模な事業所は、これまでも都の制度や国の省エネ法の対象となってきたために、エネルギー使用量の把握など基礎的な体制ができています。このため、大規模な事業所単位の施策も有効性が高いものと考えます。</li> <li>○ テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、オーナー、テナント双方の取組が必要です。一般にビルの設備改修などはオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナントの取組が必要です。</li> <li>○ 現行制度においても、テナントビルでのCO<sub>2</sub>削減を進めることについて課題があることは、都としても認識しております。このため、今回の制度改正では、テナント事業者の削減対策が確実に進むよう、その義務の内容や担保措置について、更に踏み込んだ検討をしていく必要があると考えています。</li> </ul>

	<p>&lt;質問事項1&gt;罰則等どのような担保措置をお考えでしょうか。</p>	<p>○ 現行制度では、計画書等の未提出に対しては勧告・氏名公表を、温暖化対策の推進が不十分な事業所が正当な理由なく都の指導・助言に従わなかった場合等については、事業者に対し必要な措置をとるよう勧告すること等を規定しています。新制度については、現行制度の規定や他の法律、東京都環境審議会の意見などをふまえ、検討していきたいと考えています。</p>
	<p>&lt;質問事項2&gt;テナントの協力義務などを検討するとのことですが、これについても、どのような担保措置をお考えでしょうか。 (なお、テナントのエネルギー消費コストは、2000円/坪・月程度と言われており、コスト面からのインセンティブが働きにくいいため、ビルオーナーが協力を得るためには、事業者単位の規制誘導など相当な行政上の措置の導入が不可欠と考えます。)</p>	<p>○ テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、オーナー、テナント双方の取組が必要です。一般にビルの設備改修などはオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナントの取組が必要です。 ○ 現行制度においても、テナントビルでのCO<sub>2</sub>削減を進めることについて課題があることは、都としても認識しております。このため、今回の制度改正では、テナント事業者の削減対策が確実に進むよう、その義務の内容や担保措置について、更に踏み込んだ検討をしていく必要があると考えています。</p>
	<p>&lt;質問事項3&gt;この内容では、タイトルにあるような「地球温暖化対策計画書制度の強化」ではなく、「全く新たな制度の導入」になると考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>○ 都が提案している新たな制度は、現行制度の利点と経験等を活かして、構築していきたいと考えています。</p>
	<p>(理由) (2) テナントビルのCO<sub>2</sub>排出量は、入退去に伴うテナント構成の変化により、大きく変動します。 (例えば、地球温暖化対策計画書をもとに試算すると、床面積の3割が入退去により一般企業からテレビ局に変わった場合、平均的なテナントビルのCO<sub>2</sub>排出原単位は、107から178に増加します。国内一般企業から外資系金融機関、新聞社、データセンターなどに変った場合についても、相当の増加が見込まれます。) テナント構成の変化に伴うCO<sub>2</sub>排出量の増加に所有者責任が生じるとすると、所有者はテナント選別を余儀なくされ、オフィス市場が混乱することはもとより、東京の国際競争力を大きく低下させることとなります。</p>	<p>○ テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、オーナー、テナント双方の取組が必要です。一般にビルの設備改修などはオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナントの取組が必要です。 ○ 現行制度においても、テナントビルでのCO<sub>2</sub>削減を進めることについて課題があることは、都としても認識しております。このため、今回の制度改正では、テナント事業者の削減対策が確実に進むよう、その義務の内容や担保措置について、更に踏み込んだ検討をしていく必要があると考えています。</p>
	<p>(理由) (3) 削減義務の設定方法やレベルが具体的に提示されておらず、また、テナント構成、空室率、稼働時間、気候条件等がCO<sub>2</sub>排出量に与える影響を、削減義務に係る結果責任の判断に際し、どう補正するのが明らかではありません。さらに、トップランナーレベルのビルについて、これ以上削減しようとする、換気量の低減など屋内の衛生的環境の悪化を招く恐れもあります。 こうした点が不明確な現段階で制度化の是非について議論するのは、時期尚早であります。</p>	<p>○ 現行制度においても、テナントビルでのCO<sub>2</sub>削減を進めることについて課題があることは、都としても認識しております。このため、今回の制度改正では、テナント事業者の削減対策が確実に進むよう、その義務の内容や担保措置について、更に踏み込んだ検討をしていく必要があると考えています。その他の点については、削減義務の設定のあり方を具体化していく中で、都の考え方を示していきます。 ○ トップレベルの事業所とは、総量削減を継続的に実現している事業所や、削減に向けた対策がトップレベルにある事業所を想定しています。「対策がトップレベルの事業所」とは、例えば、設備の更新に際しても、市場で販売されているもののうちエネルギー効率がより高い設備を導入しているなどの優れた対策が該当すると考えています。 ○ 都は、良好な室内環境を維持しながら、エネルギー消費量の削減等に取り組んでいただくことを推進しています。</p>
	<p>(理由) (4) 東京都が導入しようとしている排出量取引制度は、大規模事業所に対する総量削減の義務化とセットであり、中小規模事業所の省エネコストを大規模事業所に転嫁するような差別化を条例で行うことは、立法政策としても経済合理性の確保という点からも合理的な範囲を逸脱していると言わざるをえません。</p>	<p>○ 温暖化ガス排出量の大きい事業所には、より積極的な削減に率先して取り組んでいくことが求められます。 ○ 削減義務の履行にあたっては、都内での削減をすすめていくため、事業所自らの削減(省エネ対策等)を基本とし、それを補完するものとして多様な取引対象が選択可能なしくみとしたいと考えています。 ○ 対象事業所が、事業所自らの削減だけで削減義務を履行するよりも、中小規模事業所から削減量を取得したほうが有利と判断した場合に排出量取引がなされるものであり、中小規模事業所の省エネコストを大規模事業所に転嫁する仕組みではありません。</p>
	<p>&lt;質問事項4&gt;排出量取引価格はどの程度と想定されていますか。また、一自治体の区域でこうした取引制度を構築することが本当に現実性のあるものでしょうか。</p>	<p>○ 排出量の価格は、排出量の需要の量と供給の量、対象事業所における排出量削減のため要する限界費用という3つの要素によって決まるものと考えます。 ○ 都が提案している新たな制度は、現行制度の利点と経験等を活かして更なる強化を図るものであり、更なるCO<sub>2</sub>削減を可能とする現実的な施策と考えております。</p>
	<p>&lt;質問事項5&gt;省エネルギー化やエネルギー制御の効率化のコストと排出量取引価格とを比較した場合、どのようになると見込んでいますか。</p>	<p>○ 削減義務の履行にあたっては、都内での削減をすすめていくため、事業所自らの削減(省エネ対策等)を基本とし、それを補完するものとして多様な取引対象が選択可能なしくみとしたいと考えています。 ○ 一般的に言えば、排出量取引が実行されるのは、事業所自らの削減コストより削減コストが低い場合であると考えています。</p>

	<p>&lt;質問事項6&gt;仮に、2005年暫定値に対し25%削減とし、事務所ビルについてすべてを排出量取引で対応とした場合、排出量取引の総額は年間どの程度と試算されますか。</p> <p>&lt;質問事項7&gt;雑居ビルや区分所有ビルをはじめとする中小規模事業所において、今回の施策でどの程度のCO<sub>2</sub>排出減が見込まれると試算されていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の削減目標をすべて排出量取引で対応することは想定していません。</li> <li>○ 大規模事業所との排出量取引が、中小事業所対策の唯一の柱でないことは言うまでもありません。既に「環境CBO」の発行という新たな施策を開始しましたが、これ以外にもこれまで行ってきた省エネ相談、業種別削減対策の強化などきめ細かい施策を展開するとともに、新たな枠組みの構築も進めていきます。</li> <li>○ 中小規模事業所に対しては、これらの様々な施策を総合的にすすめ効果的にCO<sub>2</sub>削減をすすめていきます。</li> </ul>
	<p>(理由)</p> <p>(5) オフィス市場の活性化など国際競争力の強化の観点からわが国において東京が果たすべき役割と今回のCO<sub>2</sub>削減義務案が国際的なレベルでもたらす温暖化抑制効果とを慎重に比較衡量し、国の施策とも十分整合性をもって制度設計を行うべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都のめざす削減義務は、東京の経済活力を損なうものでは決してありません。それどころか、気候変動対策の強化が不可避となる時代で、CO<sub>2</sub>削減と都市活力の向上が両立する新たな都市モデルを世界に先駆けて実現し、東京の長期的な成長を可能とするものだと考えます。</li> <li>○ 国の取組は極めて不十分であり、都は国に先んじて気候変動対策を強化しなければならないと考えています。今後、国が削減義務や国内排出量取引制度などを導入することになれば、その時点で、当然、必要な調整は行っていきます。</li> </ul>
	<p>&lt;質問事項8&gt;ロンドンのシティやフランクフルト、香港、シンガポールなどの都市に立地するオフィスビルについて、エネルギー供給事業者の排出係数を同一と仮定した場合、東京のオフィスビルと比較してCO<sub>2</sub>排出原単位はどのようになっていますか。なお、こうした比較分析を行っていないとすれば、冷静さを欠いているのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京のほか、ロンドン市及びニューヨーク市では、すでにエリア全体での温暖化ガス排出量を公表していますが、東京は相対的にエネルギー効率の高い都市となっています。こうした東京自身が、更に大幅なCO<sub>2</sub>排出量の削減を図っていくことが、CO<sub>2</sub>の排出に当たって一定の負担・制約を求められる時代において、東京の活力・国際競争力を高めることになると考えます。</li> </ul>
	<p>全般を通じて</p> <p>(意見) 最近の大型オフィスビルは、最新鋭の省エネ技術を採用しているところですが、しかし、用途やテナント構成に大きく左右されるため、建物や設備の物理的な省エネ化とCO<sub>2</sub>排出原単位が個々のビル毎には定量的にリンクしないということを前提に制度設計に工夫を凝らす必要があると考えます。</p> <p>(例) Aビル(2003年竣工/最新鋭の省エネ化) 152 kg/m<sup>2</sup>・年  ⇨ Bビル(1960年竣工) 77 kg/m<sup>2</sup>・年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オフィスビルにおけるCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、建物の省エネ仕様や最新の省エネ設備を導入するなど「物理的な」側面での取組を進めるとともに、そうした建物や設備の優れた仕様を活かすような、運用面での取組の両方が必要です。</li> <li>○ 「物理的な」側面で優れたビルであれば、これに運用面の優れた取組が加われば更に大幅なCO<sub>2</sub>削減をすることが可能になります。こうした観点から、都としては、地球温暖化対策計画書制度と建築物環境計画書制度など都市づくり面での施策の双方を強化していきます。</li> </ul>
	<p>なお、当協会としては、地球温暖化対策ネットワークの活動などを通じ、東京都とも密接な連携を図りつつ、新築・改修時における省エネ化の徹底、共用部分におけるCO<sub>2</sub>排出抑制の推進とビル全体の効率的なエネルギー管理システムの構築により、事業活動を展開するテナントのCO<sub>2</sub>排出削減努力を支えることのできるビル供給を目指すことを基本としつつ、対策の充実強化に向けて取り組む所存であることを申し添えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貴協会の積極的な取組に敬意を表します。貴協会と同じ志をもって、都も今後の対策に取り組んでいきたいと考えています。</li> </ul>
<p>(社) 日本経済団体連合会</p>	<p>(1) 「現行制度の成果と限界」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都が、政府や他の地方自治体に先駆けて2005年から開始した現行の「地球温暖化対策計画書制度」は、①事業者による自主的な温暖化対策の発揚、②技術的な実現可能性を見極めた適切な目標の設定、③計画書の提出、実行、評価を中心とするP-D-C-Aサイクルに基づいている、といった点で官民が協調し得る実効ある仕組みと評価している。</li> <li>・ 今後は、同制度の下、事業所毎の排出実態や問題点が把握可能となっている行政上の環境を活かし、①対策が不十分な事業所を含め、全ての調査対象を公表することや、②企業の追加的な対策を発揚させるよう、エネルギー効率による合理的な評価基準の検討に重点を置くべきである。</li> <li>・ 特に、事業所の取組状況に対する評価は、長年の省エネ努力の成果をはじめ、残された削減ポテンシャル、CO<sub>2</sub>排出効率(生産量や延床面積あたり等の指標)などに基づいて、総合的に行うのが合理的である。現時点では、評価に必要なデータの収集や将来の削減ポテンシャルの測定手法の整備等が必要となるため、今後は、産官学が協力して、①過去の取組みの評価、②削減ポテンシャルの測定、③不十分な対策の特定、④対策を講じるうえでの障害の特定と克服策の開発、⑤実践段階の支援策等を検討すべきである。こうした実効ある評価制度の確立に向けて、日本経団連としても積極的に協力をしていく所存である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな仕組みについての具体的な提案をいただきどうもありがとうございます。</li> <li>○ 「対策が不十分な事業所の公開」との積極的なご提案をいただきましたが、「対策が不十分な事業所の公開」の実施によって新たに公開されるB、C評価の事業所は全事業所の1.5%、19事業所にすぎません。「エネルギー効率による合理的な評価基準の検討」等については、現行制度の実施過程で検討させていただきますが、こうした改善策だけで、更なる大幅なCO<sub>2</sub>削減を実現することは困難と考えます。</li> </ul>

	<p>(2)「新制度の基本的な考え方と骨子(案)」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大規模事業所に対する排出枠の設定」を前提とした「排出量取引制度の導入」については、今回、大枠の考え方が示されただけで、具体的な大規模事業所におけるCO<sub>2</sub>削減余地の測定方法や、それに基づく排出枠の設定方法等、制度の詳細については、明示されていない。</li> <li>・大枠の考え方として、「大規模事業所に対する排出枠の設定」と「排出量取引制度」に関しては、主に以下の点において、極めて大きな問題があるため、これらを前提とした新制度の導入には反対である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業や施設からのCO<sub>2</sub>排出量にキャップをかけることは、エネルギー使用量の制限、すなわち企業活動そのものに制限を加えることとなり、CO<sub>2</sub>排出量に傾倒した計画経済に繋がるものである。また、様々な産業等の特性や成長性を加味した、公平かつ公正な排出枠の割当は現実的に不可能である。</li> <li>② CO<sub>2</sub>排出量に対する規制を逃れるため、生産拠点を規制のない他の道府県や海外にシフトする動きを助長することとなり、結果的に全国レベル、ひいては地球規模でのCO<sub>2</sub>排出量が増加するおそれがある。</li> <li>③ 短期的な視点から排出枠を設定することや、排出枠価格が大幅に変動する場合には、短期的な経済合理性ばかりを追求することとなり、長期的視点からの投資判断ができず、企業による真に効果的な省エネ対策への投資ならびに革新的技術の開発にはインセンティブが働かない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先進的な省エネ技術の活用、CO<sub>2</sub>排出量の少ないエネルギーへの転換、更には排出量取引などの方法で、CO<sub>2</sub>の排出削減と企業の成長を両立することは、十分可能です。削減義務の導入が多くの国や地域で進んでいるのは、こうした認識の広がりを見せています。</li> <li>○ CO<sub>2</sub>の削減義務と排出量取引制度は、EUだけでなく、アメリカでも広がりつつあります。カリフォルニア、ニューヨーク、ニュージャージー、フロリダなど、制度の導入や、導入に向けた検討を進めているのは全部で16州で、その合計人口は、ほぼ日本の総人口に匹敵する1億2千万人に達します。近々、EUとこれらの米国諸州が連携した取組も始まろうとしています。ヨーロッパやアメリカ、更にオーストラリアでも、こうした動きが広がっているのは、削減義務と排出量取引が、経済活性化と十分に両立するものとして、多くの国や地域で受け入れられつつあることを示しているのではないのでしょうか。</li> <li>○ 都のめざす削減義務は、東京の経済活力を損なうものでは決してありません。それどころか、気候変動対策の強化が不可避となる時代で、CO<sub>2</sub>削減と都市活力の向上が両立する新たな都市モデルを世界に先駆けて実現し、東京の長期的な成長を可能とするものだと考えます。</li> <li>○ 都の制度では、これまでの総量削減の実績や対策の取組の程度が、削減義務の履行にあたって考慮されるよう設計していきます。今後の具体化にあたっては、世界各地で進んでいる導入事例のメリット・デメリットを参考にするとともに、現行制度の運用で得られたデータを最大限に活用していきます。</li> <li>○ 都が提案している削減義務は、本来、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であり、国に対しては、CO<sub>2</sub>削減対策の強化を強く要求します。</li> <li>○ 企業の立地はCO<sub>2</sub>削減コストを主要な要因として決まるものではありません。企業の立地を決める要因には、市場や関連企業への近接性、経営者のつながりや労働力の確保などの人的要因など、コスト要因以外にも様々な要因があります。またコスト要因の中にも、地価を始め様々な要素があります。</li> <li>○ CO<sub>2</sub>削減義務と排出量取引制度の導入という要因のみによって、事業所の移転が進むというのは極端な見解だと考えます。</li> <li>○ 東京を住み働き、訪れる人々に選択され続ける都市として発展させることが、都の政策のめざすものです。</li> <li>○ 省エネルギー技術や再生可能エネルギーへの投資が安定的に行われるためには、中長期的なCO<sub>2</sub>削減目標が必要です。</li> <li>○ 新たな削減義務制度においては、早期の取組を促進するために5年程度の計画期間を設定しますが、同時に、中期的に必要な削減レベルを示し、計画的な省エネ設備投資の実施を可能としていきます。</li> <li>○ 企業が、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの拡大に向け、安定的な投資を行うためにも、一刻も早く国のレベルでも、中長期的な削減目標を設定することが望まれます。</li> <li>○ 都が2020年までの明確な削減目標を設定したのは、欧米大都市と同じく、中期的な展望を明確にし、企業のCO<sub>2</sub>削減努力に安定的な目安を示すためです。</li> </ul>
<p>(社)不動産協会</p>	<p>CO<sub>2</sub>排出量の削減については、地球温暖化防止の点から重要な課題と強く認識しており、当協会では『環境自主行動計画』を策定し、行動目標を立てて積極的に取り組んでおりますが、現在、これらを見直しており、さらに取組みを強化する所存であります。</p> <p>さて、このほど「気候変動対策方針」の具体化案が提示されましたが、別紙のとおり、意見・質問をとりまとめましたので、検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>I. 地球温暖化対策計画書制度の強化について</p> <p>1. 現行制度の活用を図るべき</p> <p>現行の地球温暖化対策計画書制度は、事業者の自主的な努力を推奨制度として定着し、着実に成果をあげつつあり、当面本制度の拡充を図ることで取組みを強化することが効果的である。そのため、現行制度を改善しつつ対象を広げ、ビルストック全体のCO<sub>2</sub>削減につなげるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都といたしましても、事業者自ら志の高い自主性に基づく取組は重要と考えております。オフィスビル等業務部門の対策は、都のみならず国全体としても重要な課題であるため、貴協会の自主行動計画において、志の高い目標設定とその実現に向けた確実な取組など、果敢な取組みを実行されることを期待します。</li> <li>○ 現行制度より大きな削減効果をあげていくためには、自主的取組のみを前提とした現行制度の枠組みでは限界があると考えています。</li> <li>○ 新たな仕組みについての具体的な提案をいただきどうもありがとうございます。「対象事業所の拡大」について建設的なご提案をいただきましたが、仮に対象事業所の範囲を原油換算使用量1000kl/年以上にしても、事業所数が現在の2倍以上の約3000事業所に増えるのに対し、カバーできる排出量は業務・産業部門の45%程度と推計され、対象事業所の拡大だけでは、ご指摘のビルストック全体のCO<sub>2</sub>削減はすすまないと考えます。</li> <li>○ ご指摘のとおり、ビルストック全体のCO<sub>2</sub>削減を進めていく必要がありますので、中小事業所対策も併せて推進していく考えです。</li> </ul>

<p>2. 「大規模CO<sub>2</sub>排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入」には、反対であり、慎重に検討されたい。</p> <p>(1) 削減義務の対象の問題点</p> <p>① 大型ビルのみを削減義務の対象とし中小ビルを対象から除く制度は、不公平であるばかりか、オフィスビルストック全体のCO<sub>2</sub>削減につながるとは到底考えられない。</p> <p>② テナントビルの所有者に過大な義務を課すべきではない。 テナントビルにおいては、所有者は建物の性能を高める対策や共用部分の対策は主体的に進められるが、専用部分の使い方は、テナントの意志による。専用部分からの排出量はテナントの事業の結果であり、テナントの業種、稼働時間、OA 機器の使用度、入居率等により変動することから、ビル所有者がコントロールするのは現実的ではない。</p>	<p>○ 「地球温暖化対策計画書」制度の対象事業所の平均温暖化ガス排出量（年間）は約1万トンであり、都内の一般家庭約3300世帯の規模に相当します。こうした温暖化ガス排出量の大きい事業所には、より積極的な削減に率先して取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○ ご指摘のとおり、ビルストック全体のCO<sub>2</sub>削減を進めていく必要がありますので、中小事業所対策も併せて推進していく考えです。</p>
<p>(2) 削減義務の設定の問題点</p> <p>① 単にバックキャスティングで算出した削減目標は混乱を招く。 新制度導入の理由となっている都の「2020年までに、2000年比で25%削減」という、単に、バックキャスティングで算出した削減目標からの規制は、技術的、コスト的裏付けを伴わないと、事業者が無理を強いることとなり、経済的社会的混乱をもたらす。</p> <p>② 分野別の目標を設定がなければ、不合理で過度な規制になる。 仮にこの目標を前提にするとしても、産業の成長度（＝需要の大きさ）などに鑑み分野別の目標を設定すべきであるとする。オフィスビルは、経済成長や東京の国際競争力の向上に伴い、今後10年間程度はストックが増加すると予想されるが、これを考慮せず、25%減との考えで削減義務水準を検討し、無理な削減を義務付けるとすれば、あまりにも不合理で過度な規制になる。</p>	<p>○ 対象事業所の削減義務水準の設定にあたっては、削減対策の実施による削減余地などを踏まえて検討していきたいと考えています。</p> <p>○ 地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀の半ばまでにCO<sub>2</sub>の排出量を劇的に減少させる必要があります。こうした観点を踏まえ、石原都知事は、昨年9月、都議会での所信表明において、世界に先んじて「CO<sub>2</sub>半減都市モデル」の実現を目指していくことを明らかにしました。 更に、昨年末に策定した東京都の都市戦略「10年後の東京」においては、「世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する」という方針を定め、中期的な削減目標として、「2020年までに2000年比で25%のCO<sub>2</sub>を削減する」という具体的な目標を設定したものです。 なお、その後、本年6月に開かれた、ハイリゲンダムサミットにおいて、我が国政府としても、21世紀の半ばまでにCO<sub>2</sub>の排出量を半減させる必要がある、という提案を行っています。東京都の削減目標は、長期展望としては同様に認識に立ちつつ、国に先んじて、より具体的な中期的削減目標を提起したものです。</p> <p>○ 東京都環境審議会が本年5月に公表した「東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）」においては、「分野別の削減目標については、最終まとめまでに提示するよう、今後詳細な検討を行う」とされており、都においては、この方針にそって検討をすすめていきます。また、各分野における個別の対策については、この「中間のまとめ」及び6月に公表した「東京都気候変動対策方針」で示した内容を、順次、具体化し、年内を目途に策定される「10年後の東京実行プログラム」および同じく年度内に改定される「東京都環境基本計画」で明らかにしていく予定です。</p>
<p>③ 個々の事業所について、キャップの合理的な設定が可能か疑問である。 一定のペナルティを伴う削減義務となると、自主的な削減目標と異なり、事業所の状況や各産業・企業の成長を踏まえた合理的な削減義務の設定は困難であり、また、一律の削減比率とすることは産業構造の変化に対応できない弊害があるなど、制度設計上も問題が多い。</p>	<p>○ IPCC第4次報告は、いま現実に地球の気候システムに温暖化が起こっていること等が明らかにしました。また、今後10年間の取組が地球の未来を決めてしまう状況にもあります。このため、直ちに温暖化ガスの大幅な削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。</p> <p>○ 「地球温暖化対策計画書」制度の対象事業所の平均温暖化ガス排出量（年間）は約1万トンであり、都内の一般家庭約3300世帯の規模に相当します。こうした温暖化ガス排出量の大きい事業所には、より積極的な削減に率先して取り組んでいくことが求められます。</p> <p>○ 現行制度より大きな削減効果をあげていくためには、自主的取組のみを前提とした現行制度の枠組みでは限界があると考えています。</p> <p>○ 取組の優れた事業者が評価される仕組みにすることが基本ですので、例えば、設備の更新に際しても、市場で販売されているもののうちエネルギー効率がより高い設備を導入しているなど「対策がトップレベルの事業所」にある事業所については、削減義務水準について一定の配慮を行うなどの措置を検討していきます。</p> <p>○ 都のめざす削減義務は、東京の経済活力を損なうものではなく、決してありません。それどころか、気候変動対策の強化が不可避となる時代で、CO<sub>2</sub>削減と都市活力の向上が両立する新たな都市モデルを世界に先駆けて実現し、東京の長期的な成長を可能とするものだと考えます。</p>

<p>(3) 排出量取引制度の問題点</p> <p>① 中小事業所への対策は別の手段で行うべきである。 取組が遅れている中小の事業所への対策の拡大は重要であるが、その負担を、大規模事業者への削減義務と排出量取引制度により、大規模事業者に負わせるような仕組みは、不公平で合理性に欠ける懸念があり、反対である。中小の事業所への対策の拡大は、「地球温暖化対策推進ネットワーク」での取組みの推進や補助金、環境金融、「地球温暖化対策基金」などの活用で行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温暖化ガス排出量の大きい事業所には、より積極的な削減に率先して取り組んでいくことが求められます。</li> <li>○ 削減義務の履行にあたっては、都内での削減をすすめていくため、事業所自らの削減（省エネ対策等）を基本とし、それを補完するものとして多様な取引対象が選択可能なしくみとしたいと考えています。</li> <li>○ 対象事業所が、事業所自らの削減だけで削減義務を履行するよりも、中小規模事業所から削減量を取得したほうが有利と判断した場合に排出量取引がなされるものであり、中小規模事業所の省エネコストを大規模事業所に転嫁する仕組みではありません。</li> <li>○ また、大規模事業所との排出量取引が、中小事業所対策の唯一の柱でないことは言うまでもありません。</li> <li>○ 中小事業所対策としては、既に「環境ＣＢＯ」の発行という新たな施策を開始しましたが、これ以外にもこれまで行ってきた省エネ相談、業種別削減対策の強化などきめ細かい施策を展開するとともに、新たな枠組みの構築も進めていきます。</li> </ul>
<p>② 地域限定の排出量取引制度は疑問である。 国との調整なしに、東京都が先行的に実施することは、国内の排出量取引市場が整備されておらず、適正な市場の設立と公正・透明で円滑な運営が行われる見通しが示されない中での制度導入は時期尚早であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、中央環境審議会や産業構造審議会、社会資本整備審議会等において、京都議定書上の削減約束の確実な達成にむけた議論（京都議定書目標達成計画の評価・見直し）が進められています。都としては、２００８年から２０１２年の京都議定書第一約束期間にとどまらず、２０２０年を視野に入れた検討を行っていますが、都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</li> <li>○ IPCC第４次報告は、いま現実に地球の気候システムに温暖化が起こっていること等が明らかにしました。また、今後１０年間の取組が地球の未来を決めてしまう状況にもあります。このため、直ちに温暖化ガスの大幅な削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。</li> <li>○ この観点からすれば、国の取組は極めて不十分であり、都は国に先んじて気候変動対策を強化しなければならないと考えています。今後、国が削減義務や国内排出量取引制度などを導入することになれば、その時点で、当然、必要な調整は行っていきます。</li> </ul>
<p>&lt;質問&gt;</p> <p>1. 地球温暖化対策計画書制度の強化について</p> <p>① 実効性を確保する措置とは何か。ペナルティはあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度では、計画書等の未提出に対しては勧告・氏名公表を、温暖化対策の推進が不十分な事業所が正当な理由なく都の指導・助言に従わなかった場合等については、事業者に対し必要な措置をとるよう勧告すること等を規定しています。新制度については、現行制度の規定や他の法律、東京都環境審議会等の意見などをふまえ、検討していきたいと考えています。</li> </ul>
<p>② 削減義務の基準年度につき、「現行制度での取組が新制度に反映されるように設定」とあるが、具体的にはどのようなことか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな制度設計の基本的な考え方として、「取組の優れた事業所が評価される」ことを柱のひとつにしています。削減義務の履行にこれまでの総量削減の実績を反映されることや、対策がトップレベルにある事業所には削減義務水準について一定の配慮を行うことなどを考えています。</li> <li>○ 基準年度の設定に関しては、現行制度の計画期間内に設定する方法や現行制度の基準年度とするなどの手法が考えられます。</li> <li>○ いずれにせよ、「取組の優れた事業所が評価される」という基本を踏まえ、よりよい設定方法を検討していきたいと考えています。</li> </ul>
<p>③ 「削減対策がトップレベルの事業所には、削減義務水準について一定の配慮」とあるが、具体的な配慮の内容を明らかにされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップレベルの事業所とは、総量削減を継続的に実現している事業所や、削減に向けた対策がトップレベルにある事業所を想定しています。「対策がトップレベルの事業所」とは、例えば、設備の更新に際しても、市場で販売されているもののうちエネルギー効率がより高い設備を導入しているなどの優れた対策が該当すると考えています。</li> <li>○ 一定の配慮のあり方としては、例えば、削減義務水準を軽減することなどを想定しています。</li> </ul>
<p>④ 「テナント事業者の取扱いについても検討:ビルオーナーの温暖化ガス削減対策への協力義務など」とあるが、具体的にはどのような義務を想定しているのか。その実効性を担保する措置（ペナルティ）はあるのか。テナントが協力義務を果たさない場合は、所有者は免責されるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、オーナー、テナント双方の取組が必要です。ビルの設備改修などはオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナントの取組が必要です。</li> <li>○ 現行制度においても、テナントビルでのCO<sub>2</sub>削減を進めることについて課題があることは、都としても認識しております。このため、今回の制度改正では、テナント事業者の削減対策が確実に進むよう、その義務の内容や担保措置について、更に踏み込んだ検討をしていく必要があると考えています。</li> </ul>
<p>⑤ 第三者機関による削減量の認証を行うとするが、その費用は誰が負担するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確定された削減量としての信頼性を確保するため、削減量の認証・検証（モニタリング）が必要と考えます。このモニタリング経費については、削減義務履行のために必要なコストとして対象事業所に負担していただく考えですが、現在、環境省や経済産業省で進められている同様の議論や専門家等の意見を踏まえながら、都として過大なコスト負担を伴うものとならないよう検討していきたいと考えています。</li> </ul>

**エネルギー事業者**

	ご意見・ご質問等	現時点における都側の考え方
石油連盟	<p>1. 東京都が 2005 年から全国に先駆けて開始した「地球温暖化対策計画書制度」は、都が、その内容に対し指導・助言し、事業所の取り組み結果について評価・公表を行うなど、きめ細かい施策が講じられ、計画提出初年度から、排出量の約 2%相当分の削減が見込まれております。その意味で、実効性のある排出削減制度として、今後の運用が期待されるものであります。</p> <p>2. 各事業所の削減義務付けに関しては、その水準についてベンチマークや事業所の削減余地、都の総量削減目標（2020 年までに 2000 年比 25%削減）の視点から検討するとして一定の配慮をすることですが、配慮の中味が明確でない中では懸念を抱かざるを得ません。経済活動の制約につながる総量義務付けには反対であります。</p> <p>3. また、排出量取引制度についても、取引し得る排出量を実質的削減が伴った排出量に限定し、第三者機関の認証を必要とするなど、実質的な排出削減の重視、マネーゲーム化防止への配慮は評価できるところであります。しかし、経済活動の制約につながる総量削減義務付けを前提とした排出量取引制度には反対であります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地球温暖化対策計画書」制度の対象事業所の平均温暖化ガス排出量（年間）は約1万トンであり、都内の一般家庭約3300世帯の規模に相当します。こうした温暖化ガス排出量の大きい事業所には、より積極的な削減に率先して取り組んでいくことが求められます。</li> <li>○ 現行制度より大きな削減効果をあげていくためには、自主的取組のみを前提とした現行制度の枠組みでは限界があると考えています。</li> <li>○ 新たな制度設計の基本的な考え方として、「取組の優れた事業所が評価される」ことを柱のひとつにしています。削減義務の履行にこれまでの総量削減の実績を反映されることや、例えば、設備の更新に際しても、市場で販売されているもののうちエネルギー効率がより高い設備を導入しているなど「対策がトップレベルの事業所」にある事業所については、削減義務水準について一定の配慮を行うなどの措置を検討していきます</li> <li>○ 「制度設計の基本的考え方」で明確に示したように、都がめざすのは「東京の都市の活力を高め長期的な成長を可能とするしくみ」です。国内の産業部門では、これまで、高効率設備の導入などにより、生産規模の拡大とCO<sub>2</sub>の削減を両立させる先進的な省エネ対策に成功している企業は少なくありません。CO<sub>2</sub>の増加が著しい業務部門では、更に積極的なCO<sub>2</sub>削減の取組が求められます。</li> <li>○ 削減義務が導入されても、先進的な省エネ技術の活用、再生可能エネルギーの導入、更には排出量取引などの方法で、業務の拡大、企業の成長を実現することは十分可能です。また、省エネ技術、再生可能エネルギーの利用拡大が更なる技術革新を生み、経済活性化を促進するという効果もあります。</li> <li>○ 今回都が提案している総量削減の義務付けは、それによって経済活動が出来なくなるなど東京の経済活力を損なうものでは決してありません。それどころか、気候変動対策の強化が不可避となる時代で、CO<sub>2</sub>削減と都市活力の向上が両立する新たな都市モデルを世界に先駆けて実現し、東京の長期的な成長を可能とするものだと考えます。</li> </ul>
東京ガス（株）	<p>1. 「地球温暖化対策計画書制度の強化について」</p> <p>①&lt;事業所ごとの特性を踏まえたエネルギー効率改善目標に基づく取組を推進&gt;</p> <p>東京都はこれまで全国の自治体に先駆けて「地球温暖化対策計画書制度」を整備され、温室効果ガスの削減に努めてこられました。今回新たに計画書制度の強化を提案され、その中で、「4. 東京の都市の活力を高め長期的な成長を可能とする仕組み」を基本的な考えとされたことは当を得たものと考えます。</p> <p>しかしそれを実現するために、対象事業所ごとに基準排出量に対する削減義務量を導入し、「排出量取引」を行い総量削減する仕組みの導入が提案されましたが、事業所ごとの総量規制では、地域単位で広範にエネルギー利用を効率化する取り組みが阻害されるおそれや、規制地域以外への事業所の流出といった懸念があります。従って、事業所特性を踏まえた「エネルギー効率(原単位)」の改善(削減)目標に基づく取組が望ましいと考えます。原単位の改善によれば、地域的な取り組み等も促進され、結果として広域的な総量削減に繋がると考えます。</p> <p>また、系統電源の削減に対する対策効果の評価に際しては、実態として削減される温室効果ガスを評価するマージナル係数（日本では火力相当）を用いることが適切であり、これにより各種の省エネ・新エネ等の技術導入が適切に推進することが期待されます。ちなみに本年8月WBCSD(持続可能な発展のための経済人会議)とWRI(世界資源研究所)が発表したGHG(Greenhouse Gas)プロトコルの「系統電力ガイドライン」においても、排出量と削減量を区分し、削減量の算定にはマージナル係数の適用を推奨しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温暖化ガス削減のため、エネルギー効率（原単位）を改善していくことは非常に重要です。このため、現行制度では、業務部門の事業所に対し自らの原単位（床面積あたりCO<sub>2</sub>排出量等）の状況を同業種の他事業所と比較することにより、更なる省エネの攻略ポイントを自らで検討していただくためのデータを提供するなど、対象事業所等に対する支援策を実施しています。</li> <li>○ しかし、気候変動のもたらす危機を回避していくためには、原単位の改善だけではなく、直ちに温暖化ガスの大幅な総量削減に向けた行動を開始しなければならないと考えています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合においても、産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画フォローアップ合同小委員会及び、中央環境審議会自主行動計画フォローアップ専門委員会における評価結果として、「CO<sub>2</sub> 排出量の削減を一層意識した取組の推進」のため、「原単位のみを目標指標としている業種は、CO<sub>2</sub> 排出量についても併せて目標指標とすることを検討すべき」との指摘が報告されています。</li> </ul> </li> <li>○ 削減量の試算に用いる各種CO<sub>2</sub>排出係数については、現行制度及び国の動向、都の地域特性等を踏まえ、検討していきたいと考えています。</li> </ul>

	<p>②&lt;中小規模事業所のCO<sub>2</sub>排出削減量算入による大規模事業所原単位の低減&gt;          中小規模事業所が、温室効果ガスを削減量するにあたっては、大規模事業所等の効率改善のノウハウを活用することが重要です。その際、目標のエネルギー効率(原単位)に至っていない事業者は、専門家のノウハウを積極的に活用すべきことから、現制度の中で採用している「地球温暖化対策ビジネス事業者」へ委託を義務化するなどの対策も有効ではないかと考えます。          なお、中小規模事業所の温暖化対策推進に当たっても、原単位の改善することが重要であり、これを大規模事業者等が支援した場合については、インセンティブ付与の観点から、その削減量を算入可能とすることを提案します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の行う地球温暖化対策の推進に協力し、地球温暖化対策に係る知見及び技術を提供する事業者を、現在「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録し、対象事業所に紹介する制度を創設していますが、新たな制度においても、こうした高い専門性を有する事業者の技術的提案や助言等を積極的に活用していくことを検討していきたいと考えています。</li> <li>○ 削減義務の履行手段のひとつとして、都内の中小事業所が省エネ対策の実施による削減した量を大規模事業所が取得することを位置づけていきたいと考えています。</li> </ul>
	<p>③&lt;面的なエネルギー供給制度の推進&gt;          世界の各都市を先導し、今後一層、東京は魅力ある都市づくりを推進していく観点から、エネルギーについてはビル単位に留まらず建物間・街区レベルで大幅な省エネ・省CO<sub>2</sub>化が実現でき、かつ、BCP(Business Continuity Plan)等の質的向上を図る事ができる面的なエネルギー供給について評価し推進する制度を検討すべきではないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域におけるエネルギーの有効活用」については、今年5月に東京都環境審議会が明らかにした「東京都環境基本計画のあり方について(中間のまとめ)」においても仕組みの検討が必要な事項とされていますので、都としても有効な仕組み等を検討していきたいと考えています。</li> <li>○ また、「東京都気候変動対策方針」においても、都市づくりにおけるCO<sub>2</sub>削減対策として「地域におけるエネルギーの有効利用や再生可能エネルギー利用の推進」を施策として提起しています。</li> </ul>
東京電力(株)	<p>【総論】          都のこれまでの地球温暖化問題への取り組みに敬意を表す。また今回の温暖化問題への更なる取り組み強化の姿勢についても評価できると考えている。電気事業ならびに当社はこれまでも温暖化対策に積極的に取り組んできたが、東京都の温暖化対策にもこれまで同様協力していく所存である。          現行の「地球温暖化対策計画書制度」は事業者が提出した計画書の内容を都が丹念に精査し、計画書の見直しを指導・助言するといった大変手間のかかる制度であるが、技術的に実現可能性を見極めた目標が設定され、大変実効性の高い制度である。今回の資料でも記載されているが、都内の大規模施設はこれまで都が行ってきた「地球温暖化対策計画書制度」の施行により、2005年度計画書提出事業者の1年度目の実績を見ると2002~2004年度の3ヶ年平均実績(1200万t-CO<sub>2</sub>)に対して、25万t-CO<sub>2</sub>(約▲2%に相当、うち産業部門▲3.6%、業務部門+0.8%)の削減を達成しており、これらは国全体の削減量を上回るものである。          今回の都の提案では、現行の地球温暖化対策計画書制度の下で一定の成果が実際に上がっていることを認めつつも「より踏み込んだ削減実績を求める為には、何らかの義務付けが必要」と結論づけているが、裏付ける技術無しに義務付けを行っても実効ある削減は得られない。また事業所ごとに状況が異なる為、CO<sub>2</sub>削減割り当てが難しいことは、前回の「地球温暖化対策計画書制度」策定時に認識済みのはずである。          温暖化問題はエネルギー問題そのものであり、どの程度のコストをかけて、どの程度CO<sub>2</sub>を削減するかは企業経営に直結する問題である。効率の進んだ都内事業所に強制的な総量規制を設定することは、経営に大きな影響を及ぼす恐れがあると考えられる。          今回都が提案する総量規制により、効率の高い企業が多く存在する東京での経済活動(生産活動)の一部が海外や他の自治体に移転するとしたら、地球規模のCO<sub>2</sub>削減に逆行する恐れがあると思われる。          現行の「地球温暖化対策計画書制度」の継続により、企業が自主的に費用対効果を考え、創意工夫をこらして技術やベストプラクティスを導入・普及することにより大幅かつ実際の削減を実現する可能性があると考えられる。都は目標や対策の優良な企業を表彰する制度などにより、実効ある削減を推進して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温暖化ガス削減を実現する技術的裏づけは十分にあります。例えば、対象事業所には、現行制度でも実施を推進している「目標対策」レベルの取組を実施していただくことも可能です。省エネ技術は日進月歩ですが、最新の省エネ技術は都内の事業所でも十分に活用されており、こうした技術の導入を促進することで、CO<sub>2</sub>削減の余地はあると考えています。</li> <li>○ 「制度設計の基本的考え方」で明確に示したように、都がめざすのは「東京の都市の活力を高め長期的な成長を可能とするしくみ」です。国内の産業部門では、これまで、高効率設備の導入などにより、生産規模の拡大とCO<sub>2</sub>の削減を両立させる先進的な省エネ対策に成功している企業は少なくありません。CO<sub>2</sub>の増加が著しい業務部門では、更に積極的なCO<sub>2</sub>削減の取組が求められます。</li> <li>○ 削減義務が導入されても、先進的な省エネ技術の活用、再生可能エネルギーの導入、更には排出量取引などの方法で、業務の拡大、企業の成長を実現することは、十分可能です。また、省エネ技術、再生可能エネルギーの利用拡大が更なる技術革新を生み、経済活性化を促進するという効果もあります。</li> <li>○ 都のめざす削減義務は、東京の経済活力を損なうものでは決してありません。それどころか、気候変動対策の強化が不可避となる時代で、CO<sub>2</sub>削減と都市活力の向上が両立する新たな都市モデルを世界に先駆けて実現し、東京の長期的な成長を可能とするものだと考えます。</li> <li>○ 都が提案している削減義務は、本来、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であり、国に対しては、CO<sub>2</sub>削減対策の強化を強く要求します。</li> <li>○ 企業の立地はCO<sub>2</sub>削減コストを主要な要因として決まるものではありません。企業の立地を決める要因には、市場や関連企業への近接性、経営者のつながりや労働力の確保などの人的要因など、コスト要因以外にも様々な要因があります。またコスト要因の中にも、地価を始め様々な要素があります。</li> <li>○ CO<sub>2</sub>削減義務と排出量取引制度の導入という要因のみによって、事業所の移転が進むというのは極端な見解だと考えます。</li> <li>○ 新たな仕組みについての具体的な提案をいただきどうもありがとうございます。しかし、ご提案いただいた「優良企業の表彰」は現行制度に既に含まれております。こうした改善策だけで、更なる大幅なCO<sub>2</sub>削減を実現することは困難と考えます。</li> <li>○ なお、資料「現行制度の成果と限界」に記載している、2005(平成17)年度計画書提出事業者の「1年度目の実績」における「25万トンCO<sub>2</sub>」とは、「実施された削減対策による削減見込量」です。これは、対策実施による削減効果は、事業活動の量は変らないものとして試算されたものであり、温暖化ガス総排出量の削減実績ではありません。2005(平成17)年度計画書提出事業者の1年度目の温暖化ガス総排出量の削減実績としては、約11万4千トンCO<sub>2</sub>となります。</li> </ul>

<p>【意見・質問】 資料：「現行制度の成果と限界」について 現行レベルより高い削減レベルの取り組みが不可欠、としながら、「現行制度の強化として「目標対策」の実施を義務付けた場合、事業者に削減対策の選択の余地を与えず、より強い強制的な手法になる」ため、削減手法は事業者の選択により推進することが合理的、としている。従って、当局においても現行以上の排出削減を実施することは相当困難であることを認識していると推察するが、技術的な裏付け無しに削減義務を設定しても、削減には結びつかない。</p>	<p>○ 資料「現行制度の成果と限界」では、①投資回収年数3年以内の対策（基本対策）ですら、指導・助言、評価・公表の仕組みにより、ようやくほぼすべての事業所が計画化した状況で、事業者の自主的判断に基づき提出された「計画書（案）」は半分以上がB・C評価であったこと、②こうした自主的取組を前提にした指導・助言では、目標対策レベルの取組は十分には計画化されないことを、明らかにしています。 ○ 温暖化ガス削減を実現する技術的裏づけは十分にあります。例えば、対象事業所には、現行制度でも実施を推進している「目標対策」レベルの取組を実施していただくことも可能です。省エネ技術は日進月歩ですが、最新の省エネ技術は都内の事業所でも十分に活用されており、こうした技術の導入を促進することで、CO<sub>2</sub>削減の余地はあると考えています。</p>
<p>資料：「新制度の基本的な考え方と骨子」について ①対象事業所について ・ 「燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間1500kl以上の事業所」とあるが、検討中のテナント事業者を除いて現行の地球温暖化対策計画書制度の対象事業所と同じと考えて良いのか。 ・ 対象事業所内のテナント事業者の取り扱いについても検討することとしているが、具体的な方向性について示すべき。都内の事業所ではテナント事業者の占める割合が多いと考えられる。</p>	<p>○ 都が提案する新たな制度の対象事業所は、現行制度の事業所を基本に検討していきたいと考えています。 ○ テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、オーナー、テナント双方の取組が必要です。一般にビルの設備改修などはオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナントの取組が必要です。 ○ 現行制度においても、テナントビルでのCO<sub>2</sub>削減を進めることについて課題があることは、都としても認識しております。このため、今回の制度改正では、テナント事業者の削減対策が確実に進むよう、その義務の内容や担保措置について、更に踏み込んだ検討をしていく必要があると考えています。</p>
<p>②計画期間について ・ 実効ある地球温暖化対策を推進するためには、中長期的な視点から、革新的な省エネ設備導入やCO<sub>2</sub>の大幅削減を可能とするような技術開発が必要であるが、新制度案では「計画期間は5年間程度」としている。このような短期間での取り組みは、結果的に小手先の対策に陥りがちであると懸念され、新制度のあり方について、抜本的な考え方の見直しを図るべき。</p>	<p>○ 省エネルギー技術や再生可能エネルギーへの投資が安定的に行われるためには、中長期的なCO<sub>2</sub>削減目標が必要です。 ○ 新たな削減義務制度においては、早期の取組を促進するために5年程度の計画期間を設定しますが、同時に、中期的に必要な削減レベルを示し、計画的な省エネ設備投資の実施を可能としていきます。 ○ 企業が、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの拡大に向け、安定的な投資を行うためにも、一刻も早く国のレベルでも、中長期的な削減目標を設定することが臨まれます。 ○ 都が2020年までの明確な削減目標を設定したのは、欧米大都市と同じく、中期的な展望を明確にし、企業のCO<sub>2</sub>削減努力に安定的な目安を示すためです。</p>
<p>③削減義務水準について ・ 同じ業種、規模であっても業態や営業時間が異なれば実態は全く異なる。また、そもそも各企業の過去の省エネ努力や足元の効率の違い等を反映させた合理的で公平なキャップの設定は不可能であると考え、義務水準の設定に当たり、こうした違いはどのような形で考慮するのか。 ・ 「対策がトップレベルの事業所には削減義務水準について一定の配慮」とあるが、トップレベルかそうでないかの線引きはどのような考え方に基づいて成されるのか。またトップレベルにある事業所にも更なる排出削減を求めることは、グリーン電力などの購入を義務付けることになるが、模範ともいえるトップレベル達成者にも削減義務を求めるのか。もしそうであれば都による過剰規制となるのではないのか。</p>	<p>○ 「地球温暖化対策計画書」制度の対象事業所の平均温暖化ガス排出量（年間）は約1万トンであり、都内の一般家庭約3300世帯の規模に相当します。こうした温暖化ガス排出量の大きい事業所には、より積極的な削減に率先して取り組んでいくことが求められます。 ○ 都は現行制度の運用の中で、「東京都★省エネカルテ」のような各事業所の排出実態の把握を進めてきています。 ○ 今回提案する新たな制度の導入にあたっては、こうしたデータを踏まえると共に、①これまでの削減努力を新制度に反映できるように基準年度の設定を工夫することや、②例えば、設備の更新に際しても、市場で販売されているもののうちエネルギー効率がより高い設備を導入しているなど、対策がトップレベルの事業所については削減義務水準について一定の配慮を行っていくことなどにより、適切な削減義務水準の設定を検討していきたいと考えています。</p>
<p>④削減義務の履行手段の考え方について ・ 中小規模事業所の省エネ対策の実施による削減分や、グリーン電力証書の購入など様々な履行手段を可能としているが、例えば前者についてはCDM同様、対策前のベースラインの設定や実際の削減量のモニタリング方法など制度化に当たっては相当複雑な仕組みが必要であると予想される。このような制度は日本政府においても検討されているが詳細は決定しておらず、今回提案された制度の中で誰がこの部分の制度設計を行うのか。また、米国ではグリーン電力証書を始め様々な環境価値がカーボン価値に換算できるようにした結果、排出権市場において混乱が生じているという報告も聞いているが、こうした懸念に対してはどのように考えているのか。 ・ グリーン電力証書は全国の再生可能エネルギーを対象としているが、本資料では「都内の削減を基本とする」とあるが、グリーン電力証書も都内の発電所のみが対象となるのか。</p>	<p>○ 確定された削減量としての信頼性を確保するため、削減量の認証・検証（モニタリング）が必要と考えます。このモニタリング経費については、現在、環境省や経済産業省で進められている同様の議論や専門家等の意見を踏まえながら、都として過大なコスト負担を伴うものとならないよう検討していきたいと考えています。 ○ なお、ご意見にある『米国ではグリーン電力証書を始め様々な環境価値がカーボン価値に換算できるようにした結果、排出権市場において混乱が生じているという報告』については、今後の制度検討の参考とさせていただきたいので詳細をお教えいただければと考えております。 ○ 都の再生可能エネルギーの施策のあり方のひとつとして、「需要の創出」という観点から、「エネルギーの大消費地として、都内のみならず、都外の再生可能エネルギーも積極的に利用し、日本の再生可能エネルギー市場の拡大にむけて、推進役を担う」ことをめざしています。 ○ グリーン電力証書については、都内の発電所等に限らず都外の発電所等についても該当するものと考えています。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>また中小規模事業所の省エネ対策実施に伴う削減量の取得について、このような仕組みを設けることが本当に中小規模事業所の省エネ対策の促進につながるのか甚だ疑問である。むしろ中小規模事業所対策としては、中小規模事業所のCO<sub>2</sub>排出実態を丁寧に分析し、省エネを実施する上でのニーズや障害を把握することの方が先決ではないのか。</li> <li>その点、東京都は既に中小企業への地球温暖化対策として（財）東京都環境整備公社を事務局とした「東京都地球温暖化対策推進ネットワーク」を平成17年度から発足させており、中小企業向け省エネ対策技術のアドバイス実施や、業界団体を通じてのパンフレット配布、省エネ技術研修会の実施、各事業者への省エネ診断等を実施してきた実績がある。従って今後は「地球温暖化対策推進ネットワーク」の機能強化・拡充を図ると共に、省エネ投資インセンティブを高めるための税制優遇措置や高効率機器導入に対する加速度償却などの財政支援を行うことの方に力を注いで行くべきではないかと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都気候変動対策方針」においても明確に述べているとおり、気候変動対策には単一の特効薬はありません。都は、大規模事業所への削減義務と排出量取引だけで、東京のCO<sub>2</sub>削減対策が完結するなどとは、全く考えていません。他の分野でも対策の強化が必要なことは当然です。</li> <li>大規模事業所との排出量取引が、中小事業所対策の唯一の柱でないことは言うまでもありません。</li> <li>中小事業所対策としては、既に「環境CBO」の発行という新たな施策を開始しましたが、これ以外にもこれまで行ってきた省エネ相談、業種別削減対策の強化などきめ細かい施策を展開するとともに、新たな枠組みの構築も進めていきます。大規模事業所との排出量取引が、中小事業所対策の唯一の柱でないことは言うまでもありません。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、取引を前提とする以上、これらの中小規模事業所の省エネCO<sub>2</sub>クレジットは金融商品となり、投機の対象となる可能性も考えられる。欧州排出権取引制度（EUETS）で実証されているように、CO<sub>2</sub>の価格は実際のCO<sub>2</sub>削減コストと切り離され、市場の動向に左右されるようになる。都ではこうしたCO<sub>2</sub>価格の乱高下の可能性についてどのように考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出権価格の乱高下というのは、EU-ETSの第一期での評価と思われる。これは、排出枠が過剰に配分されたこと、排出枠自体が売買可能とされたことによって需要見込が分からないうちに売買がなされたことなどが原因と考えられますが、現在、既に開始されている第二期分の取引においては、その取引価格は安定的に推移している、とEU事務局では評価しています。</li> <li>今回都が提案している新たな制度では、取引を通じての削減義務の履行は、削減を認証された排出量のみとすることを想定しており、EU-ETSの第一期において起こったような大きな価格変動が生じることはないものと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>また当面は都内での削減分のみを対象とするように見受けられるが、そもそも地球温暖化というグローバルな問題は、経済と環境の両立という側面から見れば最も経済的社会的に費用負担の少ない方法で達成すべきものであり、国内、いわんや都内の削減に限定する事は対策コストの面から見て極めて高く付くと言わざるを得ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見のように、地球温暖化は、人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題であり、世界全体で温暖化ガスの削減に取り組んでいく必要があります。</li> <li>経済と環境は両立しうるものであり、かつ、今後は、両立しない経済活動はありえない時代であるということもできます。CO<sub>2</sub>削減は最も経済的社会的に費用負担の少ない方法で達成すべきものとの考え方等を踏まえ、CO<sub>2</sub>削減義務と排出量取引制度はアメリカでも広がっています。カリフォルニア、ニューヨーク、ニュージャージー、フロリダなど制度の導入を進めているのは全部で16州あり、北東部と西部のそれぞれが、それぞれのエリア内での取組として仕組みが構築されつつあります。</li> </ul>
	<p>⑤その他の事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「削減量の認証は第三者機関が行うことを想定」としているが、これほど様々な仕組みの履行手段が入り交じった制度の下で削減量を認証するに当たっては相当の認証費用なり間接コストが発生するものと見られる。これらの実際の削減に寄与しない間接費用はどの程度と見込んでいるのか。</li> <li>また実際の排出量を確認するためのモニタリングシステムや、対策がトップレベルの事業所を認定するための各種ガイドラインの作成プロセスにおいて透明性はどの程度確保されたものとなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定された削減量としての信頼性を確保するため、削減量の認証・検証（モニタリング）が必要と考えます。このモニタリング経費については、削減義務履行のために必要なコストとして対象事業所に負担していただく考えですが、現在、環境省や経済産業省で進められている同様の議論や専門家等の意見を踏まえながら、都として過大なコスト負担を伴うものとならないよう検討していきたいと考えています。また、各種ガイドラインの作成にあたりまして、専門家等の意見もふまえて検討していきたいと考えています。</li> </ul>

**環境NGO**

ご意見・ご質問等		現時点における都側の考え方
特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク	1. 質問 1-1 対象事業所を拡大する方向はないのか？ 導入時の取り掛かりでは「温暖化ガスの排出量が相当程度大きい事業所」としているのは妥当であるが、より効果的にするには広範な参加者が自己の状況に合わせて温暖化対策に携わっている仕組みが不可欠と考える。そのための仕組みとスケジュールを想定したうえでスタートをするのがよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減義務の履行にあたっては、都内での削減をすすめていくため、事業所自らの削減（省エネ対策等）を基本とし、それを補完するものとして多様な取引対象が選択可能なしくみとしたいと考えています。</li> <li>このため、排出量取引による削減義務の履行手段として、都内の中小事業所が省エネ対策の実施による削減した量を大規模事業所が取得することなどを位置づけていきたいと考えています。</li> </ul>

<p>1-2 都の温暖化ガス削減目標の基準年が京都議定書の1990年ではなく2000年とするのはなぜか？ 25%削減と目標値が大きく見えるが本来の1990年度比で設定するのが混乱を招かないばかりか相対的な比較もできるはず。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都全体の削減目標の基準年度は、環境確保条例の制定など、東京都が自治体として本格的に温暖化対策を開始したのが2000（平成12）年であることを踏まえて設定しています。</li> <li>○ 都は現時点においても、1990年度の温暖化ガス排出量の算定も行っていますので、2000年度対比だけではなく、今後も1990年度との比較を行うことは可能です。</li> </ul>
<p>2-3. データ収集方式を確立する PVは電気の特性からそのデータ収集は比較進んでいるが太陽熱データ収集は熱・流量測定が電気と比べ困難かつ簡便でない。 グリーン電力・熱証書を活用するにも多くの人が参加できるデータ収集が確立されなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 来年度開始予定の太陽エネルギー利用拡大に向けた連携プロジェクトの中で、「グリーン熱証書市場」の創設を目指し、太陽熱の生み出すグリーンの価値の計測方法についての課題整理などを行っていく考えです。</li> </ul>
<p>2-4. 周知徹底するには段取りがいる グリーン電力・熱証書などの活用にはその特性から一般の人々が納得して参加するには時間と段取りが必要である。制度開始が2010年とするのは妥当であるがスタートまでの間に関係者を漏らすことなく必要な時間と工夫を取るべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 来年度から、行政と太陽光発電・太陽熱関連企業、エネルギー事業者、金融機関、NGO等、多くの関係者が連携し、それぞれの役割に応じた太陽光発電及び太陽熱の利用拡大を進めていく連携プロジェクトを実施していく予定です。</li> </ul>

## 2. 「建築物環境計画書制度」の強化について

### 事業者団体等

	ご意見・ご質問等	現時点における都側の考え方
東京商工会議所	<p>(1)先進的な環境対策に取り組んでいる建築物が市場で評価される仕組みの構築は有効である。</p> <p>建築物に対する環境配慮の取組みを誘導するために、先進的な環境対策に取り組んでいる建築物が市場で評価される仕組みを構築することは有効であると思われる。</p> <p>省エネ性能の最低基準の導入による過度の費用負担で賃料等が著しく高くなり、市場から敬遠されるようであれば、「環境に配慮したものが市場で選ばれる」という制度強化の基本的な考え方に悖る結果を招きかねない。設定する最低基準について十分に検討いただくとともに、トップランナーの省エネビルに対する税の減免など、インセンティブも検討されたい。</p> <p>(2) 再生可能エネルギーについての情報提供が必要である。</p> <p>再生可能エネルギーの普及にあたっては、東京都が先行的に取組み、建築主や市場にその効果を公開するなど、導入意欲を高めるための側面的な取組みも必要であると思われる。</p> <p>再生可能エネルギーとは、何を指すのか。</p> <p>制度強化は、いつから行なわれるのか。</p>	<p>○ 最低レベルにある建築計画の底上げ効果や、比較的低い水準にある建築計画への改善効果とともに、事業者負担等を踏まえ、最低基準の水準を設定していきます。</p> <p>○ 省エネルギー促進税制について、東京都税制調査会において検討されています。</p> <p>○ 都施設については、今後とも積極的に太陽エネルギーなど再生可能エネルギーの利用を進めていくとともに、効果の公表など、再生可能エネルギーの普及拡大を図っていきます。</p> <p>○ 導入検討義務の対象とする再生可能エネルギーについては、建築物における導入可能性等を踏まえ、太陽光発電、太陽熱利用を中心に検討しています。他の導入可能な再生可能エネルギーや、自然採光等パッシブ利用についても検討していきます。</p> <p>○ 20年度条例改正を行う予定であることから、改正後の制度実施は、一定の準備・周知期間を設け、21年度以降になる見込みです。</p>
(社)東京ビルディング協会	<p>建築物の新築段階での省エネルギー性能の底上げを図るとの基本的方向については、賛成であります。しかしながら、「大規模新築建築物のエネルギー性能に係る設計が建築物に関わる環境負荷全体の低減に効果を発揮しているとは言えない」とのご認識ですが、そうであれば、国が現在検討中の省エネ法の改正において措置されるべきものと考えます。</p> <p>(理由)千代田区の地球温暖化対策条例案においても省エネ措置や再生エネルギー導入の要請制度が盛り込まれており、国、東京都、特別区の役割分担が不明確と考えます。</p> <p>国土交通省が推奨し、他の一部自治体が導入しているCASBEEとの関係はどのようにお考えでしょうか。</p> <p>総理官邸の地球温暖化対策計画書によると、目標対策に盛り込まれている太陽光発電によるCO<sub>2</sub>削減率は、0.16%に過ぎず、風力・太陽光利用設備についてはゼロとなっています。このコストパフォーマンスについて、都はどのようにお考えですか。</p> <p>また、民間に再生エネルギーの活用を一般的に求めるとすれば、相当のインセンティブが必要と考えますが、如何でしょうか。</p> <p>個別の商用エネルギーの利用に比べCO<sub>2</sub>削減効果が期待できると言われている地域熱供給事業を利用する場合、一定の評価をすべきと考えますが、如何ですか。</p> <p>(地球温暖化対策計画書についても同様。)</p>	<p>○ 都内の大規模な新築建築物の省エネルギー性能は省エネ法の基準は充足していますが、温暖化ガス排出量増加の著しい業務部門において排出削減を推進するためには、こうした大規模な新築建築物の省エネルギー性能の一層の向上を図る必要があります。とくに都においては、全国の他の地域に比べ、大規模な新築建築物が多いという地域特性を有することから、最低ラインとして省エネ法の基準を上回る水準を確保する必要があります。</p> <p>○ CASBEEによる建築物の総合評価の実施よりも早く、都は全国に先駆け、建築物の環境配慮制度である建築物環境計画書制度を創設したものであり、引き続き同制度により建築物の環境配慮を促進していきます。</p> <p>○ 現状では、太陽光発電の設置費用を削減される電気料金でまかなっていくことは厳しい状況にあります。その一方で、まだ少数ですが、積極的に太陽光発電を導入する新築建築物もあります。中長期的には、CO<sub>2</sub>の大幅削減には省エネルギーだけでなく、再生可能エネルギーを積極的に利用していく必要があります。このため、今回の制度強化では、新築建築物の計画段階で再生可能エネルギーの積極的な検討を求め、導入を促進していきます。</p> <p>○ 地域冷暖房については、現行の建築物環境計画書制度において評価しています。</p>

(社)不動産協会	<p>Ⅱ. 建築物環境設計計画書制度の強化について</p> <p>1. 建築物環境設計計画書制度、マンション環境性能表示の対象拡大について</p> <p>対象の拡大(対象面積の引き下げ)に当たっては、事業者からも十分ヒアリングを行い慎重に検討されたい。また、賃貸マンションを環境性能表示の対象に加えるについても同様に慎重に検討されたい。</p>	<p>○ マンション環境性能表示を積極的に活用していただいている対象事業者もいます。また、表示の対象となっていないマンション事業者からも、表示を利用したい旨の要望が寄せられています。</p>
	<p>2. 再生可能エネルギー導入の検討の義務付けについて</p> <p>再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギー転換を図ることは、地球温暖化防止(CO<sub>2</sub>排出削減)にとって効果的であり、重要な課題であるが、本来、発電等エネルギー供給事業者の段階での導入の検討が求められると考える。コストが障害となるので、導入の促進には補助金などのインセンティブが必要であると考えます。</p>	<p>○ 新築建築物の計画段階で再生可能エネルギーの積極的な検討を求めることで、導入を促進していきます。</p> <p>○ ご指摘の通り、再生可能エネルギーの普及拡大にあたっては、発電等エネルギー供給事業者の役割が重要であると考えています。</p>
	<p>3. 省エネ性能の最低基準の導入について</p> <p>(1) 建築物全体の省エネ性能の底上げを図るのであれば、現行 2000 m<sup>2</sup>以上の建築物を対象としている省エネ法の徹底・強化が重要である。</p> <p>(2) 建築物の新築にあたり、省エネ法のレベルを超えたいわゆるトップランナーレベルの省エネ性能とすることは、地球温暖化防止(CO<sub>2</sub>排出削減)の効果を高め、早めるために有益であり、当協会においても「新築時においては、トップランナーレベルを目指す」という自主行動計画の取組みを強化し、省エネ性能の数値基準の設定や面的開発の指針を検討する予定である。省エネ性能の向上には、コストと効果の十分な検証が必要であり、規制的手段ではなく、インセンティブの付与により、自主的取組を尊重し奨励されたい。</p>	<p>○ 省エネ法の徹底・強化については、ご指摘のとおりです。</p> <p>○ 本制度の強化では、トップランナーレベルの省エネ性能については、自主的な取組を前提に誘導を図っていきます。</p>
	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>2. 建築物環境設計計画書制度の強化について</p> <p>① 屋上を緑化すると太陽光発電を行うのとどちらが、地球温暖化防止(CO<sub>2</sub>排出削減)にとって効果的なのか、都市政策としてはどちらを推奨するのか伺いたい。</p>	<p>○ 屋上緑化植物のCO<sub>2</sub>固定量に比べ、太陽光発電によるCO<sub>2</sub>削減量の方が多いと考えられますが、屋上緑化については、ヒートアイランド現象の緩和効果をはじめ、緑がもつ潤いのある空間の創出などの効果もあり、環境配慮の取組としてはそれぞれ重要であると考えています。</p>
	<p>② 大規模ビルの新築・増築において、省エネ性能の最低基準を導入する場合、具体的な PAL、CEC の値はどの当りを考えているのか。関係資料の図表3～6を参照に説明されたい。また、担保措置はどのようにされるのか。建築物環境設計計画書制度の対象面積の引き下げにかかわらず、対象を 10,000 m<sup>2</sup>超とするのはなぜか。</p>	<p>○ 最低レベルにある建築物の底上げ効果や、比較的低い水準にある建築物への改善効果とともに、事業者負担等を踏まえ、最低基準を設定していきます。具体的な水準については今後検討していきます。</p> <p>○ 担保措置について、現行レベルにとどめる方法と、より強化を図る方法とがありますが、東京都環境審議会での審議等を踏まえ、今後検討していきます。</p> <p>○ 最低基準を設定するに当たり、有効なデータのある現行制度の対象建築物から、義務付けの設定を行っていくものです。</p>

## エネルギー事業者

ご意見・ご質問等		現時点における都側の考え方
石油連盟	<p>1. 従来、産業部門等に比して、対策が十分とは言えなかった建築物について、建築物環境計画制度を導入したことは有意義であり、今回、これを強化するとの方向性は、基本的に賛成するものであります。</p> <p>2. 制度強化に当たっては、再生可能エネルギー導入の検討等について、無理のない制度の実現を図ることを期待するとともに、設備機器の省エネ性能評価においては、エネルギー源の種別にこだわることなく、全てのエネルギーの省エネ性能を客観的に評価して頂きたい。</p>	<p>○ ご賛同いただいたことを踏まえ、今後とも建築物の環境性能の向上に取組んで参ります。</p> <p>○ 義務付ける検討内容については、建築物の配置、形状、周辺状況等を踏まえた具体的な検討プロセスを提示し、これに基づき検討することを求めています。</p> <p>○ 建築物の省エネルギー性能の評価は、導入される設備機器等の効率性に基づき、建築物全体の省エネルギー性能を評価しています。</p>
東京ガス(株)	<p>これまでに、東京都が導入した「マンション環境性能表示制度」により、実施2カ年で着実に住宅用途・マンションの環境性能向上が見られており、施策の有効性を改めて評価します。その結果から建築物環境計画書制度の対象拡大については賛成します。</p>	<p>○ ご賛同いただいたことを踏まえ、今後とも建築物の環境性能の向上に取組んで参ります。</p>

	<p>①&lt;再生可能エネルギー検討のインセンティブ付与&gt;  「再生可能エネルギーの導入検討」については、省CO<sub>2</sub>の観点から有効な取組みであると考えますが、「検討義務付け」では、地域の実情に応じた創意工夫が限定されるおそれがあります。そこで、導入する再生可能エネルギーの用途・立地・建物規模等に応じて最も効果があり経済合理的なシステム選定が可能となるような「インセンティブ付与」型の制度の導入を希望します。</p> <p>②&lt;省エネルギー性能証書制度に実効効率評価採用&gt;  「省エネルギー性能証書(仮称)制度の創設」については、エネルギーシステムの使用実態を踏まえた実効効率による評価基準を導入すべきと考えます。たとえば、空調等においては、年に何日かのピークにあわせて機器能力を選定するため、ほとんどは部分負荷運転となっており、定格値から大きく効率が落ちる事があります。従って、単に定格で効率をとらえるのではなく(AFP: 通年エネルギー消費効率等についても同様の懸念有) 使用実態を踏まえた実効効率による評価採用が必要と考えます。</p> <p>③&lt;省エネ性能の最低基準に適材適所のベストミックスシステム評価を&gt;  「省エネ性能の最低基準の導入」については、省エネ性を基本としつつ、建物・用途に応じ、居住環境など質的な面も考慮した「適材適所」のシステムが導入を通してエネルギーのベストミックスが実現される事を期待します。</p> <p>④&lt;住宅ストック市場の省CO<sub>2</sub>改修インセンティブ付与&gt;  「関係資料：図表 11」に示されているように、都内には膨大な既存建物、特に住宅に関しては、延床面積400百万㎡<sup>2</sup>、600万戸を超える住宅ストックが顕在しております。CO<sub>2</sub>削減を行うには、まずこの住宅ストック部分に対する対策が重要と考えます。省エネ改修や更新性に優れた高効率機器へリプレースを促進するために「インセンティブ付与」型の制度の導入を希望します。</p>	<p>○ 義務付ける検討内容については、建築物の配置、形状、周辺状況等を踏まえた具体的な検討プロセスを提示し、これに基づき検討することを求めています。</p> <p>○ 建築設計段階において、設備機器の部分負荷対応を反映した省エネルギー性能の評価基準については、技術的な知見を収集するなど、今後研究していきたいと思えます。</p> <p>○ 良好な室内環境を維持することを前提に、省エネ法の基準が設定されており、この考え方を基本に最低基準の設定を行っていきます。</p> <p>○ 「東京都気候変動対策方針」方針Ⅱに示すように、既存住宅に対する対策など家庭部門対策についても推進していきます。</p>
東京電力(株)	<p>現在国において、省エネ施策の抜本的見直しが検討されていることから、これらの動向を踏まえ、整合性を十分確保して検討を進めていただきたい。</p> <p>また、省エネ性能の評価手法や最低基準の導入の検討にあたっては、近年の省エネ水準の低下(図表6)、CO<sub>2</sub>排出量原単位の増加(図表10)の原因分析を行い、その結果を十分踏まえていただきたい。</p> <p>資料：「制度強化の内容」について</p> <p>①「建築物環境計画書制度の対象拡大」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場への影響力等を踏まえて今後検討されることであるが、建物規模別の着工軒数および供給戸数など、市場規模も含め、引き続き検討いただきたい。</li> <li>またこれまでの分譲に加え、賃貸マンションへも省エネ、省CO<sub>2</sub>性能強化を求めるとのことであるが、賃貸マンションは分譲と異なり、建物オーナー(建築主)の投資回収期間が長期にわたる(分譲は販売すれば回収可能であるが、賃貸は入居後5~10年で投資回収)ことから、賃貸オーナー向け固有のインセンティブ(助成金、借入金に対する利子補給、減税措置等)もセットで検討する必要があると考える。</li> </ul> <p>②省エネ性能の評価手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都の気候変動対策の目標はCO<sub>2</sub>を削減することにあることから、「建築物環境計画書制度」においても、一次エネルギーの評価ではなく、CO<sub>2</sub>排出量を基準とする評価方法を採用すべき。</li> <li>住宅用途に関しては国における評価手法の開発・基準化動向を踏まえて検討を進められることに賛同する。特に、設備単体での評価ではなく、「CASBEE すまい LRH1 2.設備の性能で省エネ」での評価基準等との整合を図っていただきたい。</li> <li>また住宅用途以外に関しても、国土交通省にて、省エネ性能の評価手法の検討が進められていることから、この動向を踏まえて、評価手法の検討を進めていただきたい。</li> </ul>	<p>○ 最低レベルにある建築物の底上げ効果や、比較的低い水準にある建築物への改善効果とともに、事業者負担等を踏まえ、最低基準の水準を設定していきます。また、省エネルギー性能の評価手法については、国の動向を視野に入れつつ、現在の省エネルギー性能の評価手法を基本に検討していきます。</p> <p>○ 対象拡大については、市場への影響力等を踏まえ、今後検討を進めていきます。</p> <p>○ 省エネルギー促進税制について、東京都税制調査会において検討されています。</p> <p>○ 新築建築物の省エネルギー設計については、事業者の負担等も踏まえ、一般的な評価手法である一次エネルギーによるものを基本に考えています。</p> <p>○ 住宅用途については、国において省エネ性能を総合化した評価手法の開発・基準化が進められており、この動向を踏まえ、評価基準の見直し、最低基準の設定について検討します。</p> <p>○ 住宅用途以外の省エネルギー性能の評価手法については、国の動向を視野に入れつつ、現在の省エネルギー性能の評価手法を基本に検討していきます。</p>

<p>③省エネ性能の最低基準の導入について</p> <p>・住宅用途だけでなく住宅用途以外についても、国土交通省にて、省エネ施策の追加対策に関する検討がなされていることから、その動向も踏まえ、整合性を確保して検討を進めていただきたい。その際同じ業種、規模であっても業態や営業時間によって影響・負担が全く異なること等にも十分配慮して頂きたい。</p>	<p>○ 最低レベルにある建築物の底上げ効果や、比較的低い水準にある建築物への改善効果とともに、事業者負担等を踏まえ、最低基準の水準を設定していきます。</p>
--	--

**都民・消費者団体**

ご意見・ご質問等		現時点における都側の考え方
東京都環境学習リーダー	<p>温暖化の危機回避のためには、より大きな削減効果を上げていく必要があるという視点から</p> <p>1. 現行要件を引き下げて、中規模だけでなく小規模を含めたものにしていくべきだと考えます。省エネルギー性能証書制度の創設の部分で延床面積10000㎡に線引きする理由を教えてください。</p> <p>また、住宅用と商業用途など混在しているものの考え方についても教えてください。</p> <p>2. マンション環境性能表示の対象拡大について、小規模マンションも、基本的に同じ性能表示を適用していくべきだと考えます。任意の取り組みによる任意表示は、消費者の混乱を招く可能性が高いと思われます。</p> <p>消費者の意識を高めていくためにも、小規模まで含めた対応が必要と考えます。</p>	<p>○ 本制度のねらいは、環境に配慮した建築物が評価される市場の形成であり、この趣旨から、対象拡大については、市場への影響力等を踏まえ検討していきます。なお、小規模な新築建築物については、区市の協力が得られる状況であれば、その範囲で連携を図り環境配慮に取り組んでいきます。</p> <p>○ 延床面積1万㎡以下の建築物については、省エネ法に基づく省エネルギー性能の評価において簡易な手法を活用する物件が多く、1万㎡超と統一的な省エネルギー性能証書の表示を行うことが出来ないため、対象を1万㎡超としています。</p> <p>○ 住宅と商業施設など、複数の用途からなる複合用途建築物については、用途ごとに環境配慮の取組を評価しています。</p> <p>○ 任意届出によるマンション環境性能表示は、表示に取り組むかどうかは建築主の任意ですが、表示を行うには、条例の規定に従って、建築物環境計画書等の提出が求められるもので、建築主がまったく自由に表示できるものではありません。このため、消費者の混乱を招く恐れはないと考えています。</p>

### 3. その他

#### 事業者団体等

ご意見・ご質問等	現時点における都側の考え方
<p>(社)日本経済団体連合会</p> <p>「東京都気候変動対策方針」全般について 京都議定書の約束期間を目前に控え、現在、政府ではわが国の目標達成に向けた諸施策を全般に亘って検討しており、国と自治体が整合性のない施策を行えば、産業界、都民の混乱を招くとともに、過大な負担を課すこととなるため、具体策の検討にあたっては、政府施策との整合性に十分留意すべきである。</p>	<p>○ 現在、中央環境審議会や産業構造審議会、社会資本整備審議会等において、京都議定書上の削減約束の確実な達成にむけた議論（京都議定書目標達成計画の評価・見直し）が進められています。都としては、2008年から2012年の京都議定書第一約束期間にとどまらず、2020年を視野に入れた検討を行っていますが、都の温暖化ガス削減にむけた取組は、国全体の削減にも寄与します。</p>

#### 環境NGO

ご意見・ご質問等	現時点における都側の考え方
<p>特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク</p> <p>2-1. 現状把握を第一とする 太陽熱温水器をはじめとする太陽熱利用はその規模や件数及び運用状況が殆ど把握されていないのが現状である。太陽熱利用を進めるにはまず現状把握をすることが第一である。このことは太陽光発電（以下PV）やバイオマス利用にも当てはまる。PV メーカーからだけのヒアリング（上流情報）では訪問販売が主体のPVの流通構造や実際に設置をした状況など把握するのは難しい。東京都内のPVの現場情報（下流情報）を的確に把握して初めて生きたプランが立てられる。その調査の予算付けも必要。</p>	<p>○ 今後10年間で100万kW相当の太陽エネルギーを都内に導入することを目指し、現在都は「太陽エネルギー利用拡大会議」を設置し、具体的な太陽光発電の利用拡大策について検討を進めています。</p> <p>○ 来年度から、行政と太陽光発電・太陽熱関連企業、エネルギー事業者、金融機関、NGO等が連携し、太陽光発電及び太陽熱の利用拡大を進めていくプロジェクトを実施していく予定ですが、消費者に近い現場の状況を把握している、できるだけ多くの中小工務店や施工業者等にもプロジェクトに参加いただき、現場の声を活かした対策を進めていく考えです。</p>
<p>2-2. 広範な市民参加を可能な限り追求する 温暖化ガス削減のためには一部の関係者だけが係わるのではなく国民（全都民）的な全体で取り組む仕組みが不可欠である。省エネや自然エネルギーの創出普及ではこの原則は最優先されるべきである。その進め方には優先順位をつけるなどの工夫が必要。例えば削減効果の高いPVや太陽熱温水器設置者をトップランナーにするなどである。グリーン電力証書における計量法など個人住宅PV設置者の広範な参加の障壁になる事項を極力取り省く努力も必要と考える。</p>	<p>○ 来年度開始予定の太陽エネルギー利用拡大に向けた連携プロジェクトの中で、市民を巻き込んだ太陽エネルギー利用拡大のムーブメントを巻き起こしていくと共に、設置に係る初期コストの低減や、設置工事における信頼性の確保等も進めていき、広く都民が安心して太陽エネルギーを利用できる状況をつくっていく考えです。</p>
<p>2-5. 中立的相談機関の活用 PVは太陽熱温水器と同じで訪問販売によって普及が進んでいる。公平なPVに関する情報入手には困難が伴い中立的相談機関や仕組みが不可欠である。又自治体のPV普及政策実行時には相談対応（ソーラーヘルプデスク）が同じく不可欠である。これらの対応をするのに研修を受けたPV設置者が最も適しておりその活用を図るようにする。自然エネルギーで大量の普及を図る場合には設置導入者自身がヘルプデスク機能を果たす仕組みが求められる。太陽光利用のみならず太陽熱利用でも同じである。</p>	<p>○ 来年度開始予定の太陽エネルギー利用拡大に向けた連携プロジェクトの中で、企業やNGO等の協力により、太陽エネルギーに関する総合的な情報提供や、相談窓口の設置に向けた取り組みを進めていく考えです。</p>
<p>2-6. 災害時の分散エネルギー・電源としての自然エネルギーの活用 (1) 個人住宅用PVの場合 個人住宅用PVは都内に1万件を越えそれぞれが自立運転機能を持ち、災害時のエネルギーインフラ喪失時に貴重な自給電源となる。 東京都と個人住宅用PV所長間で防災契約を結び、災害時に発電される電力の全部あるいは一部を無償で地域内の住民に提供する。同時に東京都は夜間時使用可能な蓄電装置を提供し定期的な保守を行う。都市化された中では電気の欠如は生活全般にわたって支障をきたす。（例えばトイレの揚水や排水にも電気が使われている）地域における面的で身近な地点での防災対応拠点を確保することは精神面をも含めた対応となる。災害対応PVとしてラベルを作成し常時玄関等に表示する。温暖化対策評価に加えてこの防災対策評価も加味する。通常の市場価格で図れない価値を持ちPV普及の動機付けにもなる。 (2) 中・大規模PVや太陽熱利用機器の場合 内容は個人住宅PVに準じるが、中・大規模PVや太陽熱利用機器の特色を活かした運用をする。</p> <p>2-7. 自然エネルギーの直接利用の具体例を提示すべき 自然採光を効率的かつ最大利用できるようにするには太陽利用権利を考慮した町の建造物の配置や建造物自体の構造が採光に適するような具体的な設計例や設備紹介など提示する必要がある。熱の直接利用なども同じである。根本的な視点の変更を迫られる内容ははらんでおり現状の建築関係者だけでない検討が求められる。</p>	<p>○ ご意見として承り、今後の施策検討における参考とさせていただきます。</p>